

徳島県告示第百六十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和八年三月二十七日

徳島県知事 後藤田 正 純

- 一 解除に係る保安林の所在場所
 - 一 三好郡東みよし町加茂一〇九四の三、一〇九五の三、一〇九八の七、一〇九八の九、一〇九九の三
- 二 保安林として指定された目的
水害の防備
- 三 解除の理由
道路用地とするため